# 「コンテンツ活用促進事業費補助金」チェックリスト（平成３０年度版）

◆ 補助対象者（申請者）の範囲に該当するか、確認をしてください。

● **道内に本社がある法人及び個人。**

YES　　NO → 対象外

↓

● **会社及び個人に該当する。**

※会社の範囲：株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人会社。

YES　　NO

↓

● **中小企業者に該当する。**

[資本金と従業員数から判断]し、①～⑦のいずれかの条件に該当する。

①【製造・建設・運輸業の場合】
資本金または出資の総額が 3 億円以下、
もしくは、従業員数が 300 人以下。

②【卸売業の場合】
資本金または出資の総額が 1 億円以下、
もしくは、従業員数が 100 人以下。

③【サービス業の場合】
資本金または出資の総額が 5000 万円以下、
もしくは、従業員数が 100 人以下。

④【小売業の場合】
資本金または出資の総額が 5000 万円以下、
もしくは、従業員数が 50 人以下。

⑤【ゴム製品製造業の場合】
※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。
資本金または出資の総額が 3 億円以下、
もしくは、従業員数が 900 人以下。

⑥【ソフトウェア業】
※情報処理サービス業
資本金または出資の総額が 3 億円以下、
もしくは、従業員数が 300 人以下。

⑦【旅館業】
資本金または出資の総額が 5,000 万円以下、
もしくは、従業員数が 200 人以下。

YES　　NO → 対象外

↓

● **1 年以上、道内で同一事業を営んでいる。**

YES　　NO → 対象外

↓

● **コンテンツ等の事業を主たる事業としていない。**

YES　　NO → 対象外

↓

**対象者の範囲です。申請可能です。**

● **次のいずれかの法人に該当する。**

① 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人、並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人をいう。

② 常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を営む者にあっては 50 人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては 100 人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定による。）。

YES　　NO → 対象外

↓

● **1 年以上、道内で同一事業を営んでいる。**

YES　　NO → 対象外

↓

● **コンテンツ等の事業を主たる事業としていない。**

YES　　NO → 対象外

↓

**対象者の範囲です。申請可能です。**